

令和7年度観光客動向調査等委託業務 公募型プロポーザル審査要領

令和7年度観光客動向調査等委託業務に関するプロポーザル方式の審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和7年度観光客動向調査等委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 調査データの分析と取りまとめ (50 点)
- (2) 調査の実施体制及び観光関連事業に関する熟練度 (25 点)
- (3) 調査のスケジュール (10 点)
- (4) 経費見積 (15 点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査会を開催します。

(1) 日時及び場所

日時：令和7年4月9日（水）（予定）

場所：未定（決まり次第、改めてご案内をいたします）

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は、1者30分以内とします。

イ 順番は別途お知らせします。

ウ 参加者ごとにプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間（20分以内）を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、参加者から提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了し、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記（3）、（4）にかかわらず、総合得点が6割未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

審査基準

審査の項目	配点	審査の視点	評価の基準
調査データの分析と取りまとめ	50	今後の観光施策に活かせる形の調査データの分析 適切な根拠に基づくデータ分析及び分かりやすい提示	- 調査データを今後の観光施策に活かせる形で分析ができるか（どのような観点からデータ分析ができるか、クロス分析ができているか等） - 分析データを取りまとめ、わかりやすい形で提示できるか（県の課題などが数値として提示できるか等）
調査の実施体制及び観光関連事業に関する熟練度	15	調査実施に必要な体制	- 調査員の資質を確保するための研修等の体制は適当か（調査箇所、調査員によるばらつきはないか等） - 調査実施可能な体制になっているか（調査日に必要な人員が確保できるか等） - 調査結果のチェック体制が確立されているか
	10	観光関連事業に関する熟練度	- 対面アンケートによる正確な情報の収集ができるか - 観光客の動向や属性の変化を把握するための分析ができるか
調査のスケジュール	10	実施可能なスケジュール	- 余裕を持って取り組めるスケジュールであり、具体的な業務内容が記載されているか - 天候不順などのアクシデントにも対応できるか
経費見積	15	適正な見積	- 予算の範囲内であり、積算内訳及び根拠が明確に示されているか - 別紙業務委託内容に掲げた業務についての費用が全て計上されているか - 提案された業務規模に対して、妥当な金額となっているか